



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 御 園 座  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 栄 胤  
(コード番号 9664 名証第2部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 長 増 井 敏 樹  
TEL (052) 222-8202

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 127 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更の目的

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 22 条（任期）を変更し、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (2) 新劇場開場に向けて経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第 23 条（代表取締役および役付取締役）第 2 項につきまして、取締役副会長を新設するものであります。
- (3) 取締役及び監査役の損害賠償責任の責任免除について、損害賠償責任を法令の限度において免除することを取締役会決議とするものであります。
- (4) その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日（水）

なお、本定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更箇所です)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (削除)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各1名、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、相談役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役名誉会長、取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各1名、常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、相談役を定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 <u>当社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p>
<p>第30条～第38条</p>	<p>第31条～第39条</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第40条 <u>当社は、会社法426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u></p>
<p>第39条～第44条</p>	<p>第41条～第46条</p>